

**改正**

平成19年11月13日告示第231号

平成20年3月26日告示第36号

平成20年7月7日告示第111号

平成21年3月13日告示第32号

平成27年3月31日告示第41号

平成29年1月26日告示第5号

平成29年3月29日告示第45号

名張市有料広告事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、公有財産、物品、印刷物その他の名張市（以下「市」という。）が保有する資産（市のホームページを含む。）を有料広告の媒体として活用すること（以下「有料広告事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載基準)

**第2条** 有料広告事業により掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 他人を誹謗、中傷若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (5) 誇大表示、不当表示その他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適当でないと認めるもの
- (6) その他掲載することが適当でないと認めるもの

(広告を掲載できる者の要件)

**第3条** 広告を掲載することができる者は、事業者若しくはこれらの連合体又は国、地方公共団体、公益法人その他これらに類するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、広告を掲載することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業を行う者

- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に掲げる営業を行う者
  - (3) 市から資格停止措置を受けている者
  - (4) 暴力団又は暴力団の構成員として認められる者
  - (5) その他広告主として適当でないと認める者
- （広告の規格等）

**第4条** 募集する広告の規格、位置、数、期間、作成方法、広告掲載料その他の広告掲載に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（広告の募集方法）

**第5条** 広告の募集は、広報なぶり、市のホームページ等により周知するものとする。

（広告掲載の申込み）

**第6条** 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、指定期間内に有料広告掲載申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、申し込むものとする。

- (1) 広告の原稿
- (2) 法人又は団体の概要がわかる書類
- (3) その他必要と認める書類

（広告掲載の決定等）

**第7条** 市長は、前条の申込みを受けたときは速やかに審査の上、広告掲載の可否を決定し、その結果を有料広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、掲載を可とするものの数が募集した数を超える場合は、次の優先順位により決定するものとする。

- (1) 第1順位 市内に事業所を有する事業者若しくはこれらの連合体又は国、地方公共団体、公益法人その他これらに類するもの
- (2) 第2順位 前号に定める以外の者

3 前項の規定により難い場合は、抽選により決定するものとする。

（広告掲載料の納入）

**第8条** 前条の規定により広告掲載決定通知書を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、広告掲載料を市の発行する納付書により納入する。

（広告審査委員会の設置）

**第9条** 広告掲載の可否等を審査するため、名張市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事務)

**第10条** 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 広告掲載の可否に関すること。
- (2) その他有料広告事業の実施に関すること。

(委員会の組織)

**第11条** 委員会は、総務部長、市民部長、産業部長、都市整備部長及び統括監で構成する。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。ただし、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員会の庶務は、総合企画政策室において処理する。

(委員会の会議)

**第12条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係のある職員に会議への出席、資料の提出及び意見を求めることができる。

(広告主の責任)

**第13条** 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

**第14条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 広告主が第3条本文に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 広告主が第3条ただし書各号に該当することとなったとき。
- (4) その他特に市長が広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の還付)

**第15条** 納入済みの広告掲載料は、還付しない。ただし、広告の掲載が決定した後に広告主の責めによらない理由により、広告を掲載できなかつたときは、この限りでない。

(広告事業の周知)

**第16条** 市長は、広告を掲載する場合においては、市民への周知及び有料広告事業の円滑な推進のため、有料広告事業である旨の表記をする等必要な措置を講ずるものとする。

(広告取扱業者を通じての広告募集)

**第17条** 市は、この要綱に定める広告を掲載できる者の要件、掲載の基準その他必要な条件を付け、広告取扱業者を通じて広告を募集することができる。この場合において、第5条中「広報なぶり、市のホームページ等により」とあるのは「広告取扱業者が」と、第6条中「広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）」とあるのは「広告取扱業者」と、「様式第1号」とあるのは「様式第3号」と、第7条第1項中「様式第2号」とあるのは「様式第4号」と、「申込者」とあるのは「当該申込みをした広告取扱業者」と、第8条及び第13条（見出しを含む。）中「広告主」とあるのは「決定を受けた広告取扱業者」と、第14条第1号中「広告主」とあるのは「決定を受けた広告取扱業者」と、第15条中「広告主」とあるのは「決定を受けた広告取扱業者及び広告主」とする。

(補則)

**第18条** この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、告示の日から施行する。

**附 則** (平成19年11月13日告示第231号)

この要綱は、平成19年12月19日から施行する。

**附 則** (平成20年3月26日告示第36号)

この要綱は、告示の日から施行する。

**附 則** (平成20年7月7日告示第111号抄)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

**附 則** (平成21年3月13日告示第32号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年3月31日告示第41号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (平成29年1月26日告示第5号)

この要綱は、告示の日から施行する。

**附 則** (平成29年3月29日告示第45号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

**様式第1号** (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第17条関係)

様式第4号 (第17条関係)